

IFRS解釈指針委員会ニュース

IFRS-ICニュース 2021年4月



2021年4月20日にIFRS解釈指針委員会（以下、「IFRS-IC」）の会議が行われました。本稿では、主要な審議事項を解説し、また、国際会計基準審議会（以下「IASB審議会」）で議論されているものも含め、IFRS-ICで取り扱われているすべての論点の検討状況をまとめています。

審議事項一覧

【会計基準の限定的改訂】

最終基準公表済

- [単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金（IAS第12号の改訂）](#) **【更新】**

公開草案公表済

- [セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債（IFRS第16号に関連）](#)
- [確定給付制度からの返還の利用可能性（IFRIC解釈指針第14号の改訂案）](#)
- [交換可能性が欠如している場合の為替レートの決定（IAS第21号に関連）](#) **【更新】**

【アジェンダ決定】

確定

- [クラウドコンピューティング契約にかかる導入費用（IAS第38号に関連）](#) **【更新】**
- [給付の勤務期間への帰属（IAS第19号に関連）](#) **【更新】**
- [実質金利によるキャッシュ・フローの変動性のヘッジ（IFRS第9号に関連）](#) **【更新】**

未確定

- [特約条項付きの債務の流動又は非流動への分類（IAS第1号に関連）](#) **【更新】**
- [棚卸資産の販売に要するコスト（IAS第2号に関連）](#)
- [後発事象—もはや継続企業ではない場合の財務諸表の作成（IAS第10号に関連）](#)
- [当初認識時に金融負債に分類されたワラントの会計処理（IAS第32号に関連）](#)
- [リース料に係る控除対象外付加価値税（IFRS第16号に関連）](#)

【今後の取扱いを検討中の論点】

- [単一資産企業における資産のセール・アンド・リースバック取引（IFRS第10号及びIFRS第16号に関連）](#)

会計基準の限定的改訂 – 最終基準公表済

「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金（IAS第12号の改訂）」【更新】

関連基準

IAS第12号「法人所得税」

概要

本改訂の主なポイントは以下のとおりです。

- 企業がリースや廃棄義務などの取引（資産と負債の両方を認識する取引）に対する繰延税金をどのように会計処理すべきかを特定するために、IAS第12号「法人所得税」について狭い範囲での改訂を行っています。
- 本改訂によって、リースや廃棄義務などの取引に繰延税金に関する当初認識の免除規定が適用されないこと、及び企業がそのような取引に対して繰延税金を認識する必要があることが明確化されています。
- 本改訂は、2023年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められています。

ステータス

■ 最終基準書公表時期

2021年5月7日公表済

最終基準の詳細は、[ポイント解説速報：国際会計基準審議会、「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金（IAS第12号の改訂）」を公表参照](#)

会計基準の限定的改訂 – 公開草案公表済

「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債（IFRS第16号に関連）」

関連基準

IFRS第16号「リース」

概要

IFRS-ICは変動リース料を含むセール・アンド・リースバック取引の会計処理について検討を行い、2020年6月にアジェンダ決定を公表しましたが、この審議の過程で、セール・アンド・リースバック取引から生じる負債の測定については基準が明確ではないことが明らかになりました。これを受けて本公開草案は以下を提案しています。

- ーリースバック取引において売却した資産のうち借手に残存する部分の割合の算定は、市場価格による見込支払リース料を貸手の計算利率または借手の追加借入利率で割り引いた現在価値を、資産の公正価値と比較することによって行うこととする。
- ーセール・アンド・リースバック取引から生じる負債はリース負債であると位置づける。よって、リースバック取引に変動リース料が含まれる場合には、リース負債の測定にはその見込み支払額が反映されることになるため、その事後測定は以下とする。
 - (i) リース料の支払時には「リース負債の測定に含めたリース料の金額」をもって、リース負債の帳簿価額を減額し、実際支払額との差異は変動リース料として発生時に損益に認識する。
 - (ii) 将来にわたり変動リース料の再評価を反映するようなリース負債の再測定は行わない。
 - (iii) リースの条件変更やリース期間の見直しが生じた場合は、見直し後のリース料支払見込み額を用いてリース負債の再測定を行う。

ステータス

■ 審議の状況

[公開草案公表済](#)

■ コメント期限

コメント期間終了

公開草案の詳細は、[ポイント解説速報：国際会計基準審議会、公開草案「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債（IFRS第16号の改訂案）」を公表](#)を参照。

会計基準の限定的改訂 — 公開草案公表済

「確定給付制度からの返還の利用可能性 (IFRIC解釈指針第14号の改訂案)」

関連基準

IFRIC解釈指針第14号「IAS第19号-確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」

概要

本公開草案は、制度資産について、返還の形で利用可能な額を決定する際に、次の事項を求めるようIFRIC解釈指針第14号を改訂することを提案しています。

- (信託管理人などの) 他の当事者が企業の同意なしに制度を終了させることができる場合、IFRIC解釈指針第14号第11項の3つのシナリオのうちの「制度負債が徐々に清算されるケース」においては、企業は無条件の権利を有しない。
- 返還の形で利用可能であることを根拠に資産計上する場合で、企業の同意なく他の当事者が制度加入者への給付額を変更できる場合には、変更可能額をその資産の額に含めない。
- 年金保険証券などを年金資産として購入するか、又は(制度加入者への給付額に影響を与えない) その他の投資の意思決定を行う他の当事者の権利は、返還の形での利用可能性に影響しない。

本公開草案はまた、資産計上額の決定に際して、報告日において実質的に制定されている法的要求についても考慮することを求める提案をしています。

ステータス

■ 再審議の状況

IFRS-ICは、公開草案に対して寄せられたコメントの分析を踏まえ、公開草案の表現を一部修正することを前提に、IFRIC解釈指針第14号の限定的改訂を最終化することをIASB審議会に提案しました。

その後、IASB審議会にて、IFRIC解釈指針第14号の改訂がもたらす影響に新たな懸念が生じたため、情報収集による状況確認が必要であると確認されました。

2017年9月のIASB審議会では、アウトリーチの結果を受けて検討を行った結果、次のように暫定決定しました。

- 一 積立超過の返還に係る企業の利用可能性に関して、IFRIC解釈指針第14号においてより原則主義的なアプローチを開発できるかどうかを引き続き検討する。

2020年2月のIASB審議会において、上記の検討状況のアップデートがなされ、IFRIC解釈指針第14号の改訂案を最終化しないことを決定しました。今後のIASB審議会において本プロジェクトの方向性を検討する予定です。

会計基準の限定的改訂 — 公開草案公表済

交換可能性が欠如している場合の為替レートの決定（IAS第21号に関連）【更新】

関連基準

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」

概要

ベネズエラでは、本国通貨を他国通貨に交換する外国為替取引が長期間制限され、公的な為替交換レートは本国通貨の減価を反映しておらず、その実勢から著しくかけ離れたものとなっています。そのため、財務報告を行う企業が、ベネズエラにおける在外営業活動体の財務諸表を表示通貨に換算し、連結する際に、どのような為替レートをを用いるべきかが検討され、これについては2018年9月のIFRS-ICにより既にアジェンダ決定が確定しています（[交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定（IAS第21号に関連） - IFRS-ICニュース2018年9月参照](#)）。

しかしながら、直物為替レートが長期的に観察可能ではない場合に、報告企業がどのような為替レートを使用すべきかに関する明確な規定はIAS第21号には存在しません。IASB審議会はこのような状況に対処するためIAS第21号を限定的に改訂するプロジェクトを進めています。

ステータス

■ 公開草案の概要

IASB審議会は、2021年4月20日、公開草案(ED/2021/4)「交換可能性の欠如」（以下、本公開草案）を公表しました。

本公開草案では、以下の点に関してIAS第21号を改訂することが提案されています。

- ある通貨が他の通貨に交換可能である（交換可能性がある）の定義
- 通貨の交換可能性が欠如している場合において使用する為替レートの決定方法
- 通貨の交換可能性が欠如している場合において必要となる開示

本公開草案では、通貨の交換可能性が欠如している場合には、原則として直物為替レートを見積ることが提案されています。なお見積りに際しては以下の3要件を満たす必要があります。

- (a) 当該通貨が当該他の通貨に交換可能であったならば、企業が通貨交換の取引を取組めたであろう為替レートであること
- (b) 市場参加者間の秩序ある取引に適用されたであろう為替レートであること
- (c) 取引が行われる経済環境を忠実に反映した為替レートであること

また、この3要件を満たす限り、以下を用いることも許容されています。

- ・企業が交換可能性を判定した目的とは別の目的においてであれば通貨に交換可能性があると判定された場合の、当該直物為替レート
- ・測定日以降において交換可能性が回復した場合に最初に成立した直物為替レート

本公開草案に基づく改訂の具体的な適用時期は提案されていません。当該改訂は、改訂を初めて適用する年次財務諸表の期首（適用開始日）から将来に向かって適用することが提案されており、比較期間を修正再表示することを禁止することが提案されています。早期適用は認めることが提案されています。

■ コメント期限

2021年9月1日

あずさ監査法人の関連資料：[ポイント解説速報（2021年4月28日発行）](#)

アジェンダ決定 – 確定

クラウドコンピューティング契約にかかる導入費用（IAS第38号に関連）【更新】

関連基準

IAS第38号「無形資産」

概要

IFRS-ICは、SaaS契約（顧客がサービスとして利用するクラウドコンピューティング契約）において、顧客がクラウドサービスを受けるために導入費用を支払った場合の当該導入費用の会計処理について質問を受け取りました。質問の取引は以下のとおりです。

- 顧客はサービス提供者とSaaS契約を締結する。当該契約は、契約期間にわたり顧客がサービス提供者のソフトウェアにアクセスする権利を与える。この契約は顧客にとっての無形資産を創出するものではなく、したがって、このソフトウェアへのアクセスは、契約期間にわたって顧客が提供を受けるサービスとなる。
- 顧客は当該クラウドサービスを受けるにあたっての導入費用—クラウドサービスを受けられるようにするための設定作業や顧客の仕様に合わせるためのカスタマイズ作業のための費用—を支払う。ここで設定作業・カスタマイズ作業は以下のものを指すとする。
 - i. 設定作業（コンフィグレーション）とは、アプリケーションソフトウェアの中で様々なフラグやスイッチを設定することをいう。設定作業によって、機能やパラメーターを定義し、ソフトウェアの既存のコードを特定の仕様で機能するように設定・修正する。
 - ii. カスタマイズ作業とは、ソフトウェアのコードを変更したり、追加のコードを作成することをいう。カスタマイズによって、通常はソフトウェアの機能が変更されたり新たな機能が追加されたりする。
- 顧客は他の財又はサービスを受け取らない。

ステータス

■ IFRS-ICの決定（2021年3月）

IFRS-ICは、以下の2つの点を検討しました。

- a. 顧客は、設定及びカスタマイズにかかるコストについて、IAS第38号を適用し無形資産を認識するか（質問1）
- b. 設定及びカスタマイズにかかるコストが無形資産として認識されない場合、顧客はこれらをどのように会計処理するか（質問2）

顧客は、設定及びカスタマイズにかかるコストについて、IAS第38号を適用し無形資産を認識するか（質問1）

- 企業は、ある項目が無形資産の定義と認識要件（IAS38.21-23）の両方を満たす場合に、これを無形資産として認識する（IAS38.18）。IAS第38号は、無形資産を“物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産”と定義し、資産は企業によって支配されている資源としている。また、資産から生じる将来の経済的便益を獲得し、当該便益への他社のアクセスを制限できるパワーを持っている場合に、資産を支配している（IAS38.13）。

一 質問の状況では、サービス提供者が顧客がアクセスできるソフトウェアを支配している。ソフトウェアの設定及びカスタマイズの作業が顧客の無形資産として認識されるか否かは、設定作業とカスタマイズ作業の性質及び成果物に依存する。

一 IFRS-ICは、質問で示されたSaaS契約においては、設定・カスタマイズの対象となるソフトウェアを顧客が支配しておらず、これらの作業はソフトウェアとは別に顧客によって支配される資源を創出しないため、多くの場合無形資産は認識されないと指摘した。しかしながら、ある状況においては、契約により、例えば、追加のコードが作成されることで顧客が将来の経済的便益を獲得し他社からのアクセスを制限するパワーが創出されるかもしれない。その場合には、追加のコードが無形資産として認識されるかを判断するため、顧客は追加のコードが識別可能であるか、IAS第38号の認識要件を満たすかを評価する。

設定及びカスタマイズにかかるコストが無形資産として認識されない場合、顧客はこれらをどのように会計処理するか（質問2）

一 顧客が設定及びカスタマイズにかかるコストを無形資産として認識しない場合、これらのコストを会計処理するために、顧客はIAS第38号68-70項を参照する。IFRS-ICは以下のとおり指摘した。

- a. 顧客は設定及びカスタマイズのサービスを受領した時にそのコストを費用として認識する（IAS38.69）。IAS第38号69A項は、“サービスは、サービス提供者が契約条件に従ってサービス提供を履行した時に受領され、企業が他のサービスを提供するためにそれを使用した時ではない”としている。したがって、コストをいつ費用として認識するかを評価するにあたっては、IAS第38号は、サービス提供者が契約条件に従っていつ設定作業及びカスタマイズ作業のサービスを履行したかを顧客が決定することを要求している。
- b. サービス提供者が契約条件に従ってサービスの提供をいつ行ったのかを決定する際に、IAS第38号には顧客が受領したサービスを識別する規定はない。そのため顧客は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づき、類似及び関連する事項を扱ったIFRS®基準を参照し、その適用を検討する必要がある。IFRS-ICは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」は、サービス提供者が顧客との契約において提供する財又はサービスを識別する際の要求事項を含んでいることを指摘した。当該IFRS第15号の規定は、質問の状況において、サービス提供者が設定及びカスタマイズのサービスをいつ履行するのかを顧客が判断するうえで、類似及び関連する事項を扱っている。
- c. 契約に基づく設定及びカスタマイズのサービス提供がSaaS契約のサービス提供者により行われている場合（SaaS契約のサービス提供者から他の第三者に業務が下請けされた場合も含む）、顧客はIAS第38号69-69A項を適用し、当該サービス提供者がいつ設定及びカスタマイズのサービスを履行したのかを以下のとおり決定する。
 - i. 顧客が受領したサービスが別個のサービスである場合、顧客は、サービス提供者がソフトウェアに対して設定作業及びカスタマイズ作業を行った時に、当該コストを費用として認識する。
 - ii. 設定・カスタマイズのサービスが顧客のソフトウェアへのアクセス権とは独立して識別されず、したがって別個のサービスには該当しない場合、顧客は、サービス提供者が顧客にアクセス権を付与する契約期間にわたって、当該コストを費用として認識する。
- d. 契約に基づく設定及びカスタマイズのサービス提供が他の第三者により履行されている場合、顧客はIAS第38号69-69A項を適用し、当該第三者がいつ設定及びカスタマイズのサービスを履行したのかを決定する。これらの要求事項を適

用するにあたっては、顧客は当該第三者がソフトウェアに対して設定作業及びカスタマイズ作業を行った時に、当該コストを費用として認識する。

- e. 顧客が設定作業及びカスタマイズ作業のサービス提供を受ける前に支払いを行った場合は、前払いを資産として認識する（IAS38.70）。

また顧客は、IAS第1号「財務諸表の表示」117-124項に基づき、開示を行うことが財務諸表利用者にとって有用となる場合は、設定作業及びカスタマイズ作業のコストについての会計方針を開示します。

IFRS-ICは、2021年3月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準の原則及び要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを決定しました。当該アジェンダ決定は、2021年4月のIASB審議会で議論され、反対がなかったため、2021年4月に公表されました。

アジェンダ決定 – 確定

給付の勤務期間への帰属（IAS第19号に関連）【更新】

関連基準

IAS第19号「従業員給付」

概要

IFRS-ICは特定の条件の退職後確定給付制度を提供する企業における従業員の退職給付の勤務期間への帰属方法について質問を受け取りました。前提となる取引は以下のとおりです。

- 従業員は、62歳の退職年齢への到達時に企業に雇用されていることが条件であり、その到達時にのみ退職給付を受け取る権利を得る。
- 退職給付の金額は、退職年齢の前の勤務期間の年数に最終給与の月額を乗じたものとして計算される。
- 退職給付は勤続期間16年で上限となる（すなわち、従業員が権利を得る退職給付の最大額は、最終給与の16か月分である）。
- 退職給付は、退職年齢の前の従業員の継続勤務年数のみを使用して計算される。

ステータス

■ IFRS-ICの暫定的決定

IFRS-ICは2020年12月のIFRS-IC会議で、給付を帰属させる勤務期間の開始時点と終了時点について、以下の通り指摘しています。

（勤務期間の開始時点）

IAS第19号の第72項は、権利確定前に従業員が勤務をすることで、今後に提供しなければならない勤務の量が減少する場合、確定給付制度に基づく義務（推定的債務）を生じさせると規定している。

本ケースの場合、企業が退職給付を提供する義務は、

- a. 従業員が46歳よりも前に企業に入社する（すなわち、従業員の退職年齢までに16年以上ある）場合には46歳以後からしか発生しない。なぜなら、46歳よりも前に従業員が勤務を提供しても、退職給付に対する権利を得るまでに従業員が将来的に提供しなければならない勤務の量は減少せず、退職給付の時期にも金額にも影響を与えないためである。
- b. 従業員が46歳以後に企業に入社する場合は最初に勤務を提供した日から発生する。なぜなら、退職給付に対する権利を得るまでに従業員が将来的に提供しなければならない将来の勤務の量は、報告期間が進む都度減少していくためである。

（勤務期間の終了時点）

IAS第19号の第73項によれば、「従業員によるそれ以降の勤務が重要な追加の給付を生じさせなくなる日まで」企業が退職給付を提供する義務は増加することになる。

本ケースの場合、

- a. 46歳から62歳までの勤務：各年度に勤務が提供されることで従業員が将来提供しなければならない勤務の量は減少する。すなわち、勤務によって、追加の給付が生じる。
- b. 62歳以降の勤務：企業に入社した年齢に関係なく重要な追加給付を生じさせない。そのため、企業は退職給付を62歳までの勤務にのみ帰属させる。

以上より、本件の退職給付制度について、IFRS-ICは、従業員が46歳（又は、46歳以後に雇用が開始する場合には最初に勤務を提供する日）から62歳までに勤務を提供する各年度に企業は給付を帰属させると結論を下しました。この判断は、給付をどの勤務期間に帰属させるかを説明した第73項の設例2に整合するものです。

IFRS-ICは、2020年12月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準の原則及び要求事項が、本ケースにおいて退職給付が帰属する期間を企業が決定するための適切な基礎を提供していると判断し、アジェンダに追加しないことを暫定的に決定しました。

■ その後の検討状況

IFRS-ICは、2020年12月に公表した暫定的アジェンダ決定に対して寄せられたコメントを2021年4月のIFRS-IC会議で検討した結果、アジェンダ決定を行う結論に達しました。アジェンダ決定の内容は、2021年5月のIASB審議会で検討がされた上で、IASB審議会の反対がないことを条件に、2021年5月に公表される予定です。

■ IASB審議会への報告

暫定的アジェンダ決定に対するフィードバックでは、IAS第19号の第70項から第74項は、確定給付制度の勤続期間に給付を帰属させる際に適用される原則について必ずしも明確であるとは限らないことが指摘されました。

アジェンダ決定 – 確定

実質金利によるキャッシュ・フローの変動性のヘッジ（IFRS第9号に関連）【更新】

関連基準

IFRS第9号「金融商品」

概要

IFRS-ICは、企業のリスク管理目的に合致する場合に、LIBOR等の名目金利ではなく、（名目金利から物価変動の影響を除去した）実質金利の変動から生じるキャッシュ・フローの変動リスクのヘッジにキャッシュ・フロー・ヘッジを適用できるかについての質問を受け取りました。前提となる取引は以下のとおりです。

- 企業はLIBOR等の金利指標を参照する変動金利負債を発行する。
- 企業はインフレーション・スワップを締結する（上記変動金利負債から生じる変動金利キャッシュ・フローを受け取り、インフレ指標に連動するキャッシュ・フローを支払う）。

ステータス

■ IFRS-ICの暫定的決定

キャッシュ・フロー・ヘッジは認識されている資産又は負債の全部又は構成要素に係る特定のリスクに起因し、かつ純損益に影響する可能性があるキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーのヘッジです（IFRS9.6.1.1, 6.5.2）。IFRS第9号のキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、企業は特定のリスク要素をヘッジ対象に指定することができますが、その場合当該リスク要素が独立に識別可能かつ信頼性をもって測定可能であることが要求されています（IFRS9.6.3.7）。この点、反証可能ではあるものの、インフレリスクは契約上で特定されている場合を除き、この要件を満たさないとされています（IFRS9.B6.3.13）。

2020年12月のIFRS-IC会議で、IFRS-ICは、質問の取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジが適用できるかを判断するためには、以下のAとB、2つの点の検討が必要と考えました。

- A. 変動利付金融商品は、実質金利要素に起因するキャッシュ・フローの変動のエクスポージャーを有しているか（IFRS9.6.5.2(b)の要求）
- B. 当該実質金利要素は、独立に識別可能かつ信頼性をもって測定可能であるか（IFRS9.6.3.7の要求）

名目金利は、実質金利、インフレ要素、その他の要素（流動性リスク等）から構成されますが、インフレ要素の測定には複数の方法があり、金融商品がどの物価指数を参照するかにより同じ法域でも算定されるインフレ率は異なることがあります。

IFRS-IC会議では以下を議論しました。

- 変動利付金融商品の金利は、特定の通貨に関して名目単位で定義される。金融資産・金融負債の通貨単位のキャッシュ・フロー（つまり、元本及び利息の個別のキャッシュ・フロー）は等しくインフレリスクに晒されているが、実際のインフレ率は統計的手法に基づき事後的に算定されるため、時間的な遅れが生じる。即ち名目ベースの金利指標の決定に実質金利やインフレ率は明示的にも黙示的にも影響を与えな

い。したがって、変動金利商品から生じる名目キャッシュ・フロー（例えば、LIBOR キャッシュ・フロー）の中には、実質金利要素に起因する識別可能な変動は存在せず、IFRS9.6.5.2(b)は満たさない。

ー IFRS-ICは、質問の取引において、変動金利から生じるキャッシュ・フローにインフレ率の変動に連動するキャッシュ・フローを組み合わせることによって算定される実質金利は、黙示的な残存リスク要素であると考えた。よって、実質金利要素から生じる変動金利金融商品のキャッシュ・フローの変動は、他のリスク要素から生じるキャッシュ・フローとは独立して識別可能ではなく、実質金利要素は、IFRS9.6.3.7の要求を満たすヘッジ対象適格なリスク要素とはならない。

IFRS-ICは、2020年12月のIFRS-IC会議で、IFRS第9号の要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを暫定的に決定しました。

■ その後の検討状況

IFRS-ICは、2021年4月のIFRS-IC会議で、2020年12月に公表した暫定的アジェンダ決定に寄せられたコメントを検討し、アジェンダ決定を行う結論に達しました。アジェンダ決定の内容は、2021年5月のIASB審議会で検討がされた上で、IASB審議会の反対がないことを条件に、後日公表がされる予定です。

アジェンダ決定 – 未確定

特約条項付きの債務の流動又は非流動への分類 (IAS第1号に関連) 【更新】

関連基準

IAS第1号「財務諸表の表示」

概要

負債を流動負債に分類する要件の一つに、「報告期間の末日現在で負債の決済を報告期間後少なくとも12か月にわたり延期する権利を有していない場合」があります (IAS1.69(d))。2020年1月に改訂された同項の適用につき、特定の日において一定の運転資本比率 (流動比率) の維持を要求する財務制限条項が含まれ、抵触すると当該借入金は要求払いとなるケースの解釈が論点となり、以下の3つのケースが検討されました。なお、いずれも報告日は20X1年12月31日の前提です。

(ケース1)

- 財務制限条項の内容：各年の12月31日、3月31日、6月30日及び9月30日において、運転資本比率が1.0超。
- 報告日現在の運転資本比率は0.9であり財務制限条項に抵触しているが、企業は報告日前に3か月の返済猶予を得ている。
- 20X2年3月31日以降の各判定日での運転資本は1.0超となる見込み。

(ケース2)

- 財務制限条項の内容：各年の3月31日現在において、運転資本比率が1.0超。
- 報告日現在の運転資本比率は0.9、但し20X2年3月31日には1.0超となる見込み。

(ケース3)

- 財務制限条項の内容：20X1年12月31日に運転資本比率が1.0超、かつ20X2年以降の各年の6月30日に運転資本比率が1.1超。
- 報告日現在の運転資本比率は1.05、20X2年6月30日には1.1超となる見込み。

ステータス

■ IFRS-ICの暫定的決定

IFRS-ICは、2020年12月のIFRS-IC会議で、いずれのケースにおいても企業は負債の決済を報告期間後少なくとも12か月にわたり延期する権利を有しておらず、対象の借入金は流動負債に分類されると結論を下しました。

(ケース1)

- 企業は報告日現在で財務制限条項に抵触しており、融資者から即時返済についての免除を得ているが、その免除は報告期間後3か月のみである。

(ケース2)

- 2020年のIAS第1号改訂で新設された第72A項によれば、財務制限条項の遵守状況の検証が後日であるとしても、報告日現在で同条項を遵守しているかどうかでの判断が要求される。企業の報告日現在の運転資本比率は0.9であり、条件を満たしていない。

(ケース3)

- 一 報告日現在の運転資本比率は1.05であり、同日現在の財務制限条項には抵触しないが、20X2年6月30日の判定条件は満たしていない。

IFRS-ICは、2020年12月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準の原則及び要求事項が、この3つのケースにおいて借入金の流動・非流動分類を企業が決定するための適切な基礎を提供していると判断し、アジェンダに追加しないことを暫定的に決定しました。

■ その後の検討状況

IFRS-ICは、2021年4月のIFRS-IC会議で、暫定決定に対するフィードバックを検討しました。

IFRS-ICは、暫定決定におけるテクニカル分析及び結論について合意を確認したものの、アジェンダ決定を最終確定する前に、この問題に関するテクニカル分析と結論、及びIASB審議会がIAS第1号の改訂時に考慮していなかった可能性がある情報として、改訂IAS第1号が適用されることによってもたらされる結果及びその潜在的な影響について寄せられたコメントについて、IASB審議会に報告することを決定しました。IASB審議会は、この問題について今後のIASB審議会において検討する予定です。

アジェンダ決定 – 未確定

棚卸資産の販売に要するコスト (IAS第2号に関連)

関連基準

IAS第2号「棚卸資産」

概要

IAS第2号は「棚卸資産は、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い方の金額で測定しなければならない」としています。ここで、正味実現可能価額は、「通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除した額」と定義されています (IAS2.6) が、「販売に要するコストの見積額」に、販売に要するすべての費用が含まれるのか、それとも販売に係る増分費用のみが含まれるのかが議論になりました。

ステータス

■ IFRS-ICの暫定的決定

IFRC-ICは、2021年2月のIFRS-IC会議で、棚卸資産の正味実現可能価額を決定する際に、IAS第2号が企業に販売に要するコストを見積もることを要求していることに留意しました。この要求は、企業が販売に要するコストを見積もる際に、販売に係る費用のみに限定することを特段許容しているわけではありません。また、棚卸資産を正味実現可能価額まで評価減するのは「販売又は利用によって実現すると見込まれる額を超えて」棚卸資産が計上されないようにするため (IAS2.28) とされており、販売に要するコストを販売に係る増分費用のみに限定するとその目的が達成されない可能性があります。そのため、IFRC-ICは、棚卸資産の正味実現可能価額を決定する際に、企業は通常の事業活動の過程で販売に要するコストを見積もると結論付けました。具体的にどのような費用がこの範疇に含まれるのかは判断の問題であり、棚卸資産の性質を含む特定の事実および状況を考慮する必要があります。

IFRC-ICは、2021年2月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準の原則及び要求事項が、正味実現可能価額の決定に際して考慮する「販売に要するコスト」が増分費用に限定されるか否かに関する十分な判断の基礎を示していると判断し、上記に関する基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを暫定的に決定しました。

■ コメント期限

コメント期間終了

アジェンダ決定 – 未確定

後発事象 – もはや継続企業ではない場合の財務諸表の作成（IAS第10号に関連）

関連基準

IAS第10号「後発事象」

概要

IFRC-ICは、もはや継続企業ではない企業が作成する財務諸表について、以下の質問を受け取りました。

- 一 過去に継続企業であり、その期間の財務諸表を作成したことがない場合、継続企業の前提に基づき上記期間の財務諸表を作成することが可能か（質問Ⅰ）。
- 一 継続企業の前提に基づき比較年度の財務諸表をすでに発行していた場合、当期の財務諸表の作成においてはすでに継続企業の前提が成立していないことを鑑み、比較情報を修正する必要があるか（質問Ⅱ）。

ステータス

■ IFRS-ICの暫定的決定

IFRS-ICは、2021年2月のIFRS-IC会議で、以下の通り検討しました。

質問Ⅰ

IAS1.25は、「経営者に当該企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて」、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することを企業に要求しています。また、IAS10.14は、経営者が「報告期間後において、当該企業の清算若しくは営業の停止をする方針を決定するか、又はそうする以外に現実的に代替案がないと判断した場合には」、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成してはならないと規定しています。これらを踏まえると、もはや継続企業ではない企業は、継続企業の前提に基づき財務諸表（まだ発行が承認されていない過年度の財務諸表を含む）を作成することはできません。

IFRC-ICは、もはや継続企業ではない企業が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成するかどうかを決定するにあたり、現状のIFRS基準の原則及び要求事項は十分な判断の基礎を示していると判断しました。

質問Ⅱ

アウトリーチの結果、実務にはブレがなく、継続企業の前提が成立しない状況で当期の財務諸表を作成するにあたり比較情報の再表示は行われていませんでした。したがって、IFRC-ICは、この問題が広範囲に影響する論点であるという確証を得るには至りませんでした。

上記に関する基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを暫定的に決定しました。

■ コメント期限

コメント期間終了

アジェンダ決定 – 未確定

当初認識時に金融負債に分類されたワラントの会計処理（IAS第32号に関連）

関連基準

IAS第32号「金融商品：表示」

概要

IFRS-ICは、ワラントの再分類に関してIAS第32号をどのように適用するかについての質問を受け取りました。今回取り上げられているワラントは、発行者の固定数の資本性金融商品を購入する権利を保有者に与えるものですが、権利行使価格が当該ワラントの当初認識時点では固定されておらず、将来のある時点において固定されるというものです。当初認識時には権利行使価格が固定されていないため、IAS第32号第16項の固定対固定の要件（デリバティブが発行者の資本として分類されるためには、当該デリバティブは固定額の現金又はその他の金融資産と固定数の資本性金融商品を交換するものでなければならない）を満たさないとして発行者はこのワラントを金融負債に分類しています。質問は、権利行使価格の変動性が無くなり固定された時点において、発行者は当初金融負債に分類したワラントを資本に再分類するかというものです。

ステータス

■ IFRS-ICの暫定的決定

IFRS-ICは、2021年3月のIFRS-IC会議で、金融商品の契約条件が変更されていない場合における金融負債及び資本の再分類に関して、IAS第32号には一般的な要求事項が存在しないことを指摘しました。再分類に関する類似の質問は、質問のワラント以外にも生じることが留意されました。また、発行者による金融商品の再分類の論点は、IASB審議会で進められている「資本の特徴を有する金融商品（FICE）」プロジェクトにおいて検討すべき実務上の論点として識別されています。したがってIFRS-ICは、当該質問を単独でIFRS-IC又はIASB審議会が検討するには範囲が狭く、効率的な対応にならないため、FICEプロジェクトにおけるより範囲の広い議論の中で検討すべきであると結論付けました。上記の理由から、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを暫定的に決定しました。

■ コメント期限

2021年5月24日

アジェンダ決定 – 未確定

リース料に係る控除対象外付加価値税（IFRS第16号に関連）

関連基準

IFRS第16号「リース」

概要

IFRS-ICは、リース料の支払いに賦課される付加価値税が控除の対象とならない（還付されない）場合、IFRS第16号「リース」を適用すると、借手はこの付加価値税をリース料として会計処理することとなるかについて質問を受けました。前提となる取引は以下の通りです。

- 借手が事業を行う法域では、財やサービスに付加価値税が課税される。売手は買手に請求書を発行する際に付加価値税を含んだ額を請求する。リースの場合、貸手が借手にリース料の請求書を発行する際に付加価値税を加算する。
- 関連する税法によると、売手は回収した付加価値税を政府に支払い、買手は財やサービス（リースを含む）に関して支払った付加価値税を一般的には政府から回収できる。
- ただし借手は、その事業の特性から、財やサービスに関連して支払った付加価値税（リース料に関して支払ったものを含む）の一部しか回収できず、残額は還付されない。
- リース契約により、借手は関連する税法によって課税される付加価値税を含んだ額を貸手に支払うことが要求される。

ステータス

■ IFRS-ICの暫定的決定

IFRS-ICがこの質問に関するアウトリーチを実施した結果、影響を受ける借手にとってリース料に含まれる還付されない付加価値税の重要性があり、かつ、当該付加価値税の会計処理について実務に多様性が存在することを示す証拠は限定的でした。

そのためIFRS-ICは、本論点の影響が広範かつ重要であることを示唆する証拠が得られないと判断し、本論点を基準設定プロジェクトに追加しないことを暫定的に決定しました。

■ コメント期限

2021年5月24日

今後の取扱いを検討中の論点

単一資産企業における資産のセール・アンド・リースバック取引 (IFRS第10号及びIFRS第16号に関連)

関連基準

IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第16号「リース」

概要

セール・アンド・リースバック取引における資産の売却がIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の資産の売却の要件を満たす場合、IFRS第16号では特定の会計処理が定められており、売手／借手は売却による利得／損失について買手に移転された権利に係る部分しか認識できません。

では、以下の取引において、連結財務諸表上IFRS第16号の上記の要求事項が適用され、企業が売却により認識する損益は移転された権利に係る部分に限定されるでしょうか。

前提条件

- 企業は子会社持分の100%を所有する。
- 当該子会社はこの取引が生じるより前に設立された。保有する資産は建物1点のみであり、負債はない。
- 子会社が保有する建物は、IFRS第3号「企業結合」の事業の定義を満たさない。

取引の内容

- 企業は、この子会社の株式をすべて第三者に売却する（支配の喪失）。
- 譲渡した旧子会社が保有する建物を企業は市場賃料でリースバックする。
- 建物の譲渡は、資産の売却として会計処理するためのIFRS第15号の要求事項を満たす。
- 子会社株式の売却価格は建物の公正価値（>帳簿価額）と等しい。

ステータス

■ IFRS-ICの暫定的決定

IFRS-ICは、2020年9月のIFRS-IC会議で、次の通り指摘しました。

- IFRS第16号によれば、企業（売手／借手）が資産を他の企業（買手／貸手）に売却して当該資産を買手／貸手からリースバックする場合には、同基準書に定めるセール・アンド・リースバックの規定が適用される。
- 本件取引においては、企業は、IFRS第10号を適用して、子会社に対する支配の喪失の会計処理を行う。そのうえで、建物の譲渡は、資産の売却として処理するためのIFRS第15号の要求事項を満たすため、IFRS第16号のセール・アンド・リースバックの会計処理を行う。
即ち、IFRS第16号のセール・アンド・リースバックの規定にIFRS第15号の資産の売却として処理するための要求事項が適用されるということをもって、セール・アンド・リースバックの規定の対象となる取引がIFRS第15号の対象取引であるということにはならない。本件取引にはIFRS第16号のセール・アンド・リースバックの会計処理が適用される結果、企業は、(a)リースバックで生じる使用権資産を建物の従前の帳簿価額のうち企業が保有する使用権に係る部分で測定し、(b)利得については第三者に移転された権利に係る金額のみを認識し、(c)それらの処理の結果の見合いとして負債を認識する。

■ 再審議の状況

IFRS-ICは、2021年2月のIFRS-IC会議で、暫定決定に対するフィードバックを検討し、この取引及び類似する取引に対応するため、狭い範囲の基準改訂をすることをIASB審議会に推奨しました。IASB審議会は今後本件について審議を行う予定です。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IASB for SMEs®」、「IAS®」及び「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。